

ものづくり技術開発促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 中小企業者が新製品若しくは新技術の研究開発を行い、又は新たな事業の分野への進出のための事業転換を図るための経費及びその後の製品の生産等に利用する設備を導入するための経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定するもの（個人事業主を除く。）をいう。
- (2) 指定産業地域 企業等の立地及び設備投資促進条例（平成10年横須賀市条例第13号）第2条第1号に規定する指定産業地域をいう。
- (3) 工業系地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域をいう。
- (4) 工業地区 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画において、工業集積拠点の形成を図ることを目的とした地区をいう。
- (5) 技術開発等 中小企業者が新製品若しくは新技術の研究開発を行い、又は新たな事業分野への進出のための事業転換を図ることを目的とした事業をいう。
- (6) 設備投資 この要綱の規定による補助金又はこれと同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けた技術開発等によって行われるその後の製品の量産化を図るために必要な設備の投資を目的とした事業をいう。

(補助対象)

第3条 技術開発等に対する補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者であって、技術開発等を行うものとする。

- (1) 市内の指定産業地域、工業系地域若しくは工業地区又は市長が特に認める地域に立地し、製造業に属する事業を主たる事業として営んでいること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業について、この要綱の規定による技術開発等に対する補助金又はこれと同様の趣旨の他の補助金等の交付

(国、県その他団体によるものを含む。)を受けていないこと。

(3) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該中小企業者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

2 設備投資に対する補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者であって、設備投資(次条第2号に規定する補助の対象となる経費の総額が500万円以上であるものに限る。)を行うものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする事業について、この要綱の規定による設備投資に対する補助金交付を受けていないこと。

(2) 横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該中小企業者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 技術開発等 次の経費

ア 原材料又は副材料の購入に要する経費

イ 機械装置の購入又は借入れに要する経費

ウ 外注による加工に要する経費

エ 技術の指導及び調査に要する経費

(2) 設備投資 次の経費

ア 設備の購入に要する経費

イ 設備の設置に要する経費

ウ 設備の設置に伴う建物の購入又は増築、事業所の改良等に要する経費

(補助金額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 技術開発等に対する補助金 前条第1号に掲げる経費の総額に2分の1を乗じて得た額(200万円を限度とする。)

(2) 設備投資に対する補助金 前条第2号に掲げる経費の総額に2分の1を乗じて得た額(500万円を限度とする。)

2 前項第2号の規定にかかわらず、この要綱の規定による設備投資に対する補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付(国、県その他団体によるものを含む。)を受ける場合における当該補助金の額は、前条第2号に掲げる経費

の総額から当該他の補助金等の額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（500万円を限度とする。）とする。

3 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（申請書の添付書類）

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。ただし、第2号及び第4号に掲げる書類は、補助金の交付申請を行う者が、当該交付申請を行う日の属する年度と同一の年度（以下この号において「同一年度」という。）に行ったこの要綱に基づく補助金の交付の申請に係る補助金等交付申請書に添付された第2号若しくは第4号に掲げる書類又は同一年度に市長が別に定める申請において提出した第2号若しくは第4号に掲げる書類の記載内容と変更がない場合は、省略することができる。

（1）企業の概要書

（2）登記簿謄本又は履歴事項全部証明証の写し（法人の場合に限る。）。

（3）直近の歳入歳出決算書抄本

（4）市税の納付を証する書類

（5）補助金の交付を受けようとする者の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別（以下この号及び次号において「氏名等」という。）を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に当該者の氏名等の記載がある場合は、省略することができる。

（6）会社の役員の名簿等を記載した一覧表（法人の場合に限る。）

（7）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

（1）収支報告書

（2）補助事業に係る領収書等の写し

（3）補助事業の状況を明らかにした書類、図面、写真等

（4）建物の購入又は増築の経費が存する場合は、当該建物の所有を証する書類

（5）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、設備投資に対する補助金に係る実績報告書の提出を受けたときは、速やかに現地確認を行うものとする。

（財産処分の制限）

第8条 設備投資に対する補助金の交付に係る規則第15条ただし書の規定によ

る市長が定める期間は、3年とする。

2 前項の期間の始期は、規則第10条に規定する書類の提出があった日とする。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 ものづくり技術設備支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。